

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0930第3号」により、下記の検査項目におきまして算定条件の一部変更が行われましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2020年(令和2年)10月1日より適用
- 算定条件が一部変更された項目 カルプロテクチン(糞便)

適用日: 令和2年10月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
カルプロテクチン(糞便)	276点	尿・糞便 34点	「D003」 糞便検査の 「9」	<p>ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、<u>金コロイド凝集法</u>、<u>イムノクロマト法</u>又はLA法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

※ 下線部が、「保医発0930第3号」により一部が変更された部分になります。